

(別紙5)

## グリーンカンパニーの参加部門の変更に関する要領

### 1. 趣旨

この要領は、グリーンカンパニー活動の登録事業者が、その登録期間の途中において参加部門を変更しようとする場合に必要な事項を定めるものとする。

### 2. 対象

変更の対象は、グリーンカンパニー活動に登録された市内の事業者(以下「登録事業者」という。)とする。

### 3. 参加部門の変更方法等

#### (1) ステップアップ部門から環境活動評価プログラム部門への変更の場合

参加部門変更願(様式第13号)と環境行動計画書を提出することによって行う。環境活動評価プログラム部門の新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から起算して1年間とする。

また、ステップアップ部門の登録期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

#### (2) ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門から

##### エコアクション21部門又はISO14001部門への変更の場合

参加部門変更願(様式第13号)と環境省エコアクション21の認証・登録証の写し又はISO14001の登録証の写しを提出することによって行う。エコアクション21部門又はISO14001部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から環境省エコアクション21により定められた認証・登録期間又はISO14001により定められた登録期間が終了するまでの間とする。

また、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

#### (3) エコアクション21部門からISO14001部門への変更の場合

参加部門変更願(様式第13号)とISO14001の登録証の写しを提出することによって行う。ISO14001部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日からISO14001により定められた登録期間が終了するまでの間とする。

また、エコアクション21部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

#### (4) ISO14001部門からエコアクション21部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境省エコアクション21の認証・登録証の写しを提出することによって行う。エコアクション21部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から環境省エコアクション21により定められた認証・登録期間が終了するまでの間とする。

また、ISO14001部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

#### （5）エコアクション21部門又はISO14001部門から

ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境行動計画書を提出することによって行う。ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から起算して1年間とする。

また、エコアクション21部門又はISO14001部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

#### （6）環境活動評価プログラム部門からステップアップ部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」（環境活動評価プログラム部門の参加申込時に提出済の場合は省略可）を提出することによって行う。環境活動評価プログラム部門にはステップアップ部門の取組が含まれているため、この場合には登録期間を変更しないが、改めてステップアップ部門の登録証を交付する。参加部門変更の受付日をもって、環境活動評価プログラム部門の登録証は効力を失うものとする。

### 4．参加部門の変更制限

一度、参加部門の変更を行った後は、次回の更新時（登録期間終了）まで、再度の部門変更は認めないものとする。

### 5．参加部門の変更を行った場合の認定方法について

#### （1）ステップアップ部門から環境活動評価プログラム部門へ変更した場合

登録事業者が、参加部門変更前にステップアップ部門で登録を受けた日から起算して1年間活動を実施した後、認定申込書（様式第14号）及び「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」に取組結果の評価点等を記入した活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

また、登録事業者が、参加部門の変更日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、環境活動評価プログラム部門の認定を受けることがで

きる。その場合、ステップアップ部門の認定期間は、環境活動評価プログラム部門の認定日の前日で終了となるように変更するものとする。

( 2 ) ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門から  
エコアクション21部門又はISO14001部門への変更の場合

エコアクション21部門又はISO14001部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定期間は、エコアクション21部門またはISO14001部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

( 3 ) エコアクション21部門からISO14001部門への変更の場合

ISO14001部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、エコアクション21部門の認定（登録）期間は、ISO14001部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

( 4 ) ISO14001部門からエコアクション21部門への変更の場合

エコアクション21部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、ISO14001部門の認定（登録）期間は、エコアクション21部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

( 5 ) エコアクション21部門又はISO14001部門から  
ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の場合

ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定を受けることができる。その場合、エコアクション21部門又はISO14001部門の認定（登録）期間は、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

( 6 ) 環境活動評価プログラム部門からステップアップ部門への変更の場合

登録事業者は、登録を開始した日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

## 参 考

### グリーンカンパニーの参加部門変更における登録・認定の取扱について

ステップアップ部門 環境活動評価プログラム部門 への変更

#### <登録について>

部門を変更した時点で、ステップアップ部門の登録は失効する。

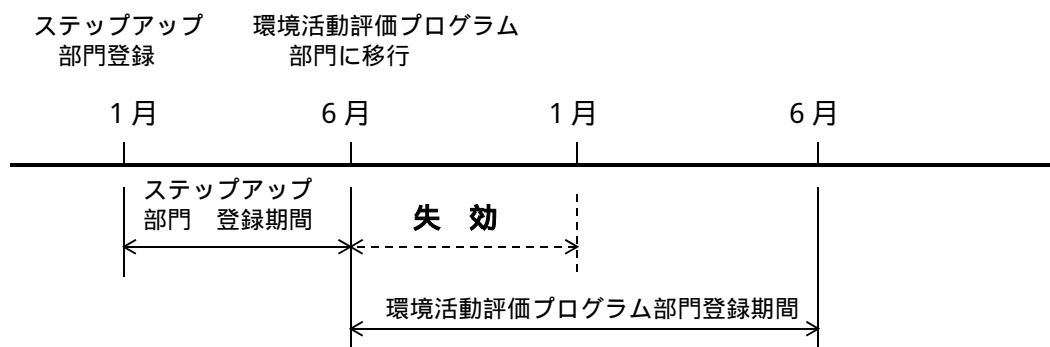
#### <認定について>

部門を変更しても、ステップアップ部門の活動を継続して実施していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

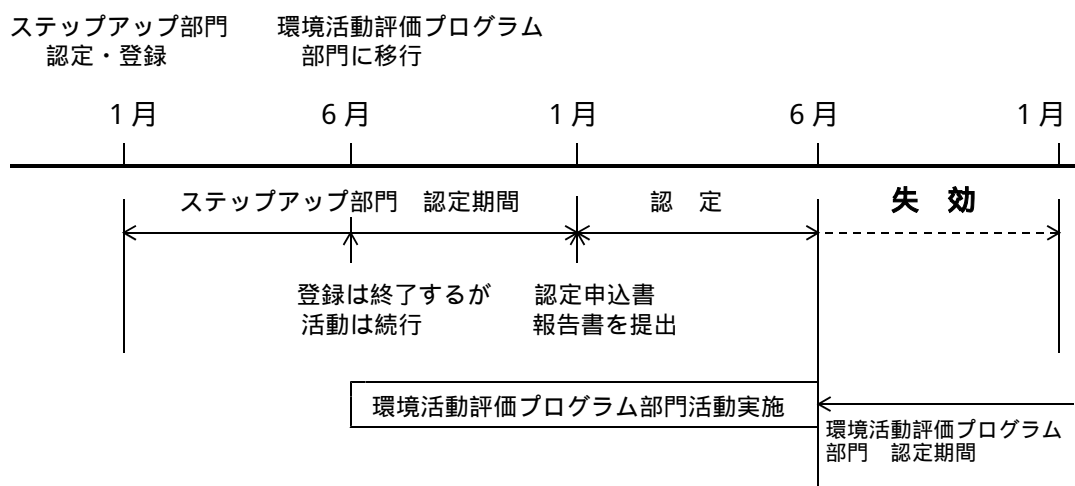
また、部門変更後、環境活動評価プログラム部門の活動を1年間実施すれば、環境活動評価プログラム部門の認定を受けることができる。

ただし、環境活動評価プログラム部門の認定を受けた場合、その認定日から重複する期間のステップアップ部門の認定については、効力を失うものとする。

#### (登録の例)



#### (認定の例)



ステップアップ部門 又は 環境活動評価プログラム部門（「旧部門」という）  
 エコアクション21部門 又は ISO14001部門（「新部門」という） への変更

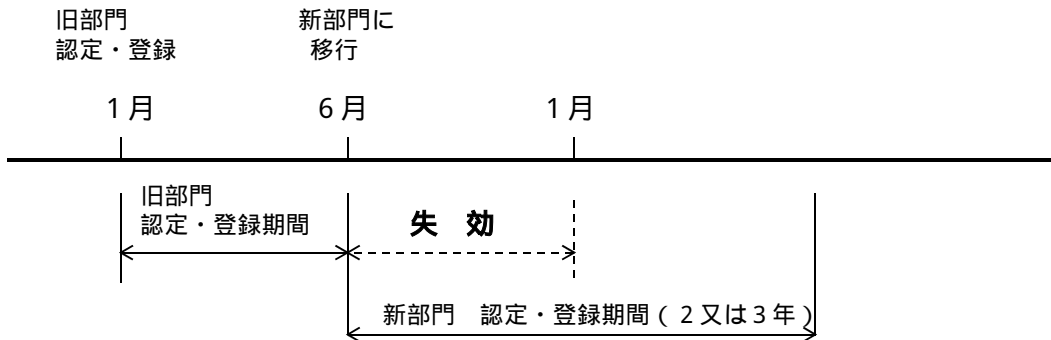
<登録について>

新部門に参加した時点で、旧部門の登録は消滅する。

<認定について>

新部門に参加した時点で、旧部門の認定は消滅する。（認定が重複するため）

（登録・認定の例）



エコアクション21部門 ISO14001部門  
 又は ISO14001部門 エコアクション21部門 への変更

<登録について>

新部門に参加した時点で、旧部門の登録は消滅する。

<認定について>

新部門に参加した時点で、旧部門の認定は消滅する。

エコアクション21部門 又は ISO14001部門（「旧部門」という）  
 ステップアップ部門 又は 環境活動評価プログラム部門（「新部門」という）  
 への変更

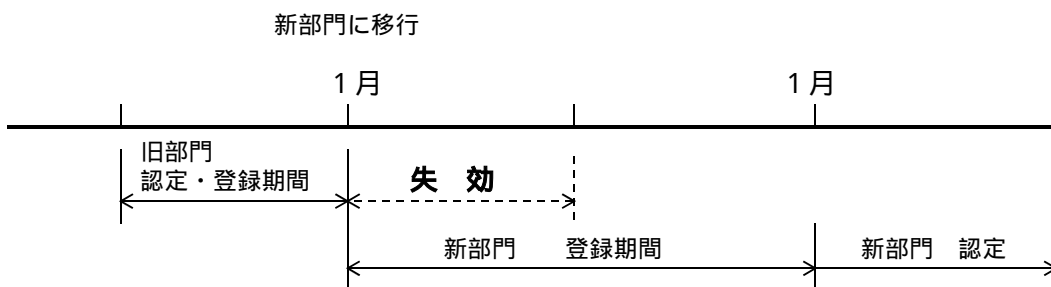
<登録について>

新部門に参加した時点で、旧部門の登録は消滅する。

<認定について>

新部門に参加した時点で、旧部門の認定は消滅する。

（登録・認定の例）



環境評価プログラム部門      ステップアップ部門

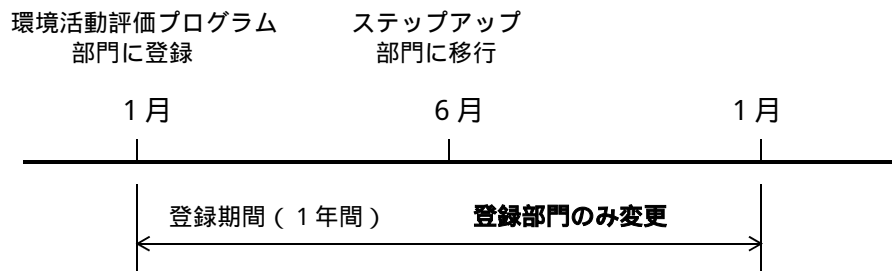
< 登録について >

環境活動評価プログラム部門にはステップアップ部門の取組が含まれているため、この場合には登録期間を変更しないが、改めてステップアップ部門の登録証を交付する。部門変更の受付日をもって、環境活動評価プログラム部門の登録証は失効する。

< 認定について >

登録を開始した日から一年間活動を実施すれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

( 登録の例 )



( 認定の例 )

